

# 石巻地区広域行政事務組合議会会議録

令和5年2月8日 第1回定例会

石巻地区広域行政事務組合

令和5年石巻地区広域行政事務組合議会第1回定例会

---

議事日程第2号

令和5年2月8日(水)午後2時

開 議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 一般質問
- 第3 第1号議案 石巻地区広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例
- 第4 第2号議案 石巻地区広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例
- 第5 第3号議案 石巻地区広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例
- 第6 第4号議案 石巻地区広域行政事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
- 第7 第5号議案 石巻地区広域行政事務組合清掃施設条例の一部を改正する条例
- 第8 第6号議案 令和5年度石巻地区広域行政事務組合一般会計予算
- 第9 第7号議案 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 第10 第8号議案 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について
- 第11 第9号議案 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について

閉 会

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員(15名)

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 原 田 豊 議員    | 2番 木 村 美 輝 議員  |
| 3番 都 甲 マリ子 議員  | 4番 佐 藤 雄 一 議員  |
| 5番 高 橋 憲 悦 議員  | 6番 宇都宮 弘 和 議員  |
| 7番 鈴 木 良 広 議員  | 8番 西 條 正 昭 議員  |
| 9番 水 澤 富士江 議員  | 10番 小 野 幸 男 議員 |
| 12番 石 森 晃 寿 議員 | 13番 小 野 恵 章 議員 |
| 13番 佐 藤 良 一 議員 | 14番 阿 部 薫 議員   |
| 15番 安 倍 太 郎 議員 |                |
-

説明のため出席した者

|                 |      |
|-----------------|------|
| 理事長 石巻市長        | 齋藤正美 |
| 副理事長 東松島市長      | 渥美巖  |
| 理事 女川町長         | 須田善明 |
| 会計管理者 石巻市会計管理者  | 三浦孝一 |
| 事務局長            | 稲井浩樹 |
| 事務局参事兼施設管理課長    | 秋保祐二 |
| 事務局総務企画課長       | 鹿野忠一 |
| 事務局介護認定審査課長     | 鈴木敏寿 |
| 事務局総務企画課長補佐     | 本木貴大 |
| 事務局総務企画課主幹兼財務係長 | 升野純一 |

|                 |      |
|-----------------|------|
| 消防長             | 浜野淳  |
| 消防本部次長          | 及川正浩 |
| 消防本部消防危機管理監     | 岩井章弘 |
| 消防本部総務課長        | 三浦知之 |
| 消防本部予防課長        | 酒井裕之 |
| 消防本部警防課長        | 袖満正  |
| 消防本部指令課長        | 三浦幸市 |
| 消防本部総務課副参事兼課長補佐 | 大森康智 |
| 消防本部総務課長補佐      | 本田祐介 |

---

議会担当職員出席者

|         |      |
|---------|------|
| 議会書記長   | 赤津善正 |
| 議会書記長補佐 | 青木秀樹 |
| 議会書記    | 千葉信  |

午後2時00分 開 議

○議長（安倍太郎議員） これより、本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第2号をもって進めます。

なお、広域広報並びに新聞等の報道のため、写真撮影の申出がありますので、これを許可いたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員に、7番鈴木良広議員、14番阿部 薫議員、以上2議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第2「一般質問」であります。

本日の一般質問通告者は1名であります。

なお、申合せにより、あらかじめ発言時間の制限をいたします。発言時間は、答弁を含めず1人、30分以内といたしますが、質問回数は制限いたしません。

なお、初回の質問における発言は登壇の上お願いいたします。再質問からは、自席にてお願いいたします。

それでは、5番高橋憲悦議員の質問を許します。

○5番（高橋憲悦議員） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

初めに、議長に資料配付の許可をお願いいたします。

○議長（安倍太郎議員） 許可します。

許可いたしますが、ただし、配付いたします3枚目の資料3については、一般質問終了後、回収いたします。

○5番（高橋憲悦議員） 許可いただき、ありがとうございます。

資料は後ほど使いますので、早速質問に入ります。

消防職員の皆様には、石巻圏域の住民の生命、身体及び財産、家財等を災害から守っていただき、感謝を申し上げます。しかしながら、消防組織の綻びと申しますか、消防職員の不祥事や消防組織を対象に訴訟が提起されるなど、過去には消防職員と思われる方が内部告発、パワハラに関する問題が議員宅にファクスで送られたりと、大変この消防の行政運営への信頼が疑問視されているところでもあります。

この石巻圏域は海に面し、漁業が盛んなまちであります。荒れる浜に漁なしという言葉があります。現在の消防行政は、荒れる浜になってはいないでしょうか。

今回、本会議のこの貴重なお時間に議長をはじめ、議員の皆様のお高配により、一般質問させていただくことになりました。ありがとうございます。

質問の内容は、信頼される消防行政運営のための諸課題について。

①消防職員の不祥事に関する対応と再発防止策について。

②元消防職員から提訴された令和3年（ワ）第13号当該請求訴訟事件の対応から推察される多くの問題点。

次の4項目、起承転結についてお伺いします。

起、なぜ起こったのか。

承、どう捉えたのか。

転、どのように説明責任を果たしたのか。

結、その結果をどう生かすのか。

これについて、お伺いいたします。

○議長（安倍太郎議員） 齋藤理事長。

○理事長（齋藤正美） 信頼される消防行政運営のための諸課題について、消防職員の不祥事に関する対応と再発防止策についてでございますが、令和4年6月16日に本組合消防職員が強制わいせつ罪の容疑で逮捕された件につきましては、圏域住民の皆様からの御期待を大きく裏切ることになってしまい、深く反省するとともに心からおわびを申し上げる次第であります。

不祥事の対応につきましては、検察庁の処分確定後、直ちに分限懲戒審査会を開催いたしまして、本人に対し停職6か月の懲戒処分としたほか、管理監督責任として消防長、石巻消防署長、石巻消防署西分署長を文書による訓告処分としたところでございます。その後、申出により本人は退職いたしております。

再発防止策につきましては、各所属長に対し、綱紀粛正及び再発防止策として、具体的な指導内容の提出を求め、情報共有を図っております。さらに、7月中旬には石巻警察署の御指導の下、不祥事防止研修会を実施して、不祥事防止を徹底する取組を行っております。

今後も継続して職責を自覚した行動が取られるよう、組織一丸となって各所属長を中心とし、教養の実施を徹底し、不祥事防止に取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上であります。

○議長（安倍太郎議員） 浜野消防長。

○消防長（浜野 淳） 私からは、元消防職員から提訴された令和3年（ワ）第13号当該請求訴訟事件の対応から推察される多くの問題点について、お答えいたします。

まず初めに、なぜ起こったのかについてですが、訴訟内にあります令和2年度原告本人の文書により、平成28年度の本人退職時、当時の対応に疑念が生じたことから起こったものと認識しております。

次に、どう捉えたのかについてでございますが、原告本人からの文書を受領後、原告本人から事情を聴取したほか、当時の対応状況について、当時の関係者に対し事実確認を行い、誤解があったものとして捉えております。

次に、どのように説明責任を果たしたのかについてですが、文書を見て原告本人宅に伺い、事情を聴取した際、対応当初の状況を説明したほか、さらに質問状に対し文書による回答を求められたことから、回答書の提出をもって説明しましたが、御理解に至らず、訴訟事件として訴訟されたものであります。

このことから、裁判においても、誤解を解くべく説明をしてきたところであり、最後に、その結果をどう生かすのかについてですが、結果として裁判では原告の請求棄却となり、本組合の主張、説明は認められたわけですが、当時原告退職時の状況からすれば、もう少し懇切丁寧な対応をしていれば、こうした疑念を抱かれることもなかったのではないかと推測するところであり、今後は職員の傷病などによる相談には職員の身になり、これまで以上に丁寧な対応を行い、職員の職場環境の改善に努めていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（安倍太郎議員） 5番高橋議員。

○5番（高橋憲悦議員） それでは、再質問いたします。

職員の不祥事につきましては、理事長の答弁のとおり、対応をよろしくお願ひしたいと思います。消防職員が、心を一つにして頑張っていたきたいと思います。

次に、消防職員から提訴された訴訟事件につきましては、昨年3月5日に判決がありました。元消防職員の訴えが認められず、広域行政、消防本部の主張が認められた結果となりました。裁判の結果について、私はどうのこうの言うつもりは全くありません。訴えを起こされた元消防職員の方も、約40年の長きにわたり自分を育ててくれた消防組織とこれ以上に言い争いをしたくないと上告はしませんでした。大人の対応です。

私は元職員でした。本件が裁判になる前から、相談を受けておりました。円満に解決できるよう、当時の議長や同僚議員と相談しながら、広域行政や消防本部に文書での解決を願ってきました。

先ほど配付いたしました資料1を御覧ください。これは当該裁判に関する出来事を、私が時系列にまとめたものであります。

まず、裁判を起こした元消防職員、これからは原告と申しますが、平成28年11月6日、外出先で倒れ、仙石病院に救急搬送、当病院に入院、加療、脳梗塞等の傷病により病気休暇中でありました。あと1年で定年退職を迎えようとしておりましたが、翌年3月31日早期退職となりました。脳梗塞で倒れ、それから2か月半しかたっていない平成29年1月23日、消防職員2名が原告の自宅を訪問して、退職届を書かせた、書いてもらったと主張が分かれておりますが、消防職員2名が原告自宅に行って退職届を書いてもらう、書かせた、その理由について、消防長に伺います。

○議長（安倍太郎議員） 浜野消防長。

○消防長（浜野 淳） ただいまの質問にお答えいたします。

職員によれば、お伺いして書かせたという内容でございました。私のほうでお聞きしている部分につきましては、退職された御本人様から書き方が分からないということで、教えていただきたいということを言われ、御自宅のほうにお伺いしたと聞いております。そして、その対応につきましては、そこでこういった形でというお話をされたようでございまして、あと、御家族が不在だったという中で、御本人のほうから意思は固いというような意見を聞いて、それを持って本部に戻ったというお話は聞いております。

以上でございます。

○議長（安倍太郎議員） 5番高橋議員。

○5番（高橋憲悦議員） 消防長、これから手順よく質問していきますので、聞かれたことだけに答えないと次の質問できなくなっちゃいますから、聞かれたことにだけという条件で、皆さんに感じ取っていただきたい。

ただいま、本人から書き方を教えてくれと言われて行ったと言っていますが、本人は全くそういう認識はございません。だって、療養休暇中で休んでいて、辞めて辞めて、何とか来てほしいと言っている職員なんていないし、なぜそこへ行ったか、それは裁判で争いました。それで、行った本人は、職員は消防長からこの人が辞めたいと言ってるから行ってこいと、そういう裁判で証言しています。ところが、本人は言っていないと。それは意見の分かれるところで、いいです。

先ほど配付しました資料3を御覧ください。

これが病気発症から2か月半後に、今お話ししました自宅で療養中の原告の自宅を消防職員が2名訪問して書かせた、書いてもらった退職届です。この退職届をよく見ますと、脳梗塞に伴う感覚障害等が残るとか、原告がどんな思いで書かれたのか想像するときに、私は元公務員、いえ、1人の人間として心が痛みます。

消防長と消防人事を担当する消防本部の総務課長に、この退職届を見た所見について伺います。

○議長（安倍太郎議員） 三浦総務課長。

○消防本部総務課長（三浦知之） 御質問にお答えします。

まず、1点目の退職届のほうでございますけれども、この退職届、本人直筆で本組合消防本部に提出されたものであります。退職辞令や、退職金も受領されております。退職の事実には変わりはないといたるところでございますけれども、こうした退職届、決まった様式があるわけではございませんけれども、議員御指摘のとおり、記載内容等には十分注意が必要であると感じているところでございます。

また、当原告本人の様子といたるところでございますけれども、当時、車の運転をしていたというところもあります。お伺いした2名についても、会話も普通であったといたるところで、世間話も当時したといたるところで、話もお伺いしているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（安倍太郎議員） 浜野消防長。

○消防長（浜野 淳） 御質問にお答えいたします。

この退職届を拝見しまして感じることでございますけれども、当時休暇中であった御本人が一生懸命書かれていたのかなというような感じを受けております。

以上でございます。

○議長（安倍太郎議員） 5番高橋議員。

○5番（高橋憲悦議員） 本人が退職届を書きたいから来てくれというふうな主張をされてはいますが、それは一切ないということです。この退職届を書いた時点で、1年後にこの職員は定年退職を迎えるようになっております。脳梗塞という不慮の病に襲われた原告に、同じ働く仲間として、例え百歩譲ってこの職員が退職届を書きたいから教

えてくれと、そういうふうなことを言ったとしても、誰よりも考えるのは、療養休暇の取得などを促して、職員の共済制度を活用して、翌年の円満な定年退職を迎えさせるのが人道的な配慮だと思います。どこの職場でも、そうされているのではないでしようか。

なぜ、あと1年で退職する、しかも病気休暇中の原告に退職を迫ったのか、消防長より所見を伺います。

○議長（安倍太郎議員） 浜野消防長。

○消防長（浜野 淳） ただいまの質問にお答えいたします。

この辺の退職を促したものの関連につきましては、裁判での内容でありますので、ここでの御返答は控えさせていただきますが、私自身もただいま議員さんがおっしゃったとおり……。（「裁判終わってるべっちゃ」の声あり）この件につきましては、こういった書かせたという部分につきましては、結審した内容でございますので、控えさせていただきます。

ただ、今回の対応につきましては、原告と友人関係にあった当時の次長と病気について話し合っていたこと、遺留や金銭面を心配し問いかけましたが、それ以上の申出がなかったことから、原告本人は管理監督すべき立場であったことから、それ以上の説明に至らなかったと思われまます。ただし、もう少し丁寧な対応が必要であったと思っております。

以上でございます。

○議長（安倍太郎議員） 5番高橋議員。

○5番（高橋憲悦議員） 裁判中でしたらね、裁判中だとありますけれども、ここからはもう本音で行きましょう。もうこの裁判は終わって、私はもう一回振り返ってやろうという気持ちは全くないですから。ですから、もう本音で行きたいと思えます。

この退職届を書いてもらった日は、原告の奥様は仕事に行かれ、自宅には原告1人でした。言わば密室で退職届を書かせる、書いたその日のうちに消防署内で稟議書を回し、即日退職処理を行いました。脳梗塞という病気からも、本人が治療した後、この退職届を奥さんや娘さんに見せて確認する必要があったと思えます。私は、この件について何度も奥さんに確認しました。消防本部から、直接退職について確認は一切なかったとのこと。これでよかったのでしょうか。脳梗塞に伴う感覚障害等が残る中で、幾ら本人に、家族に話してください、家族の了解をもらっていますかというふうなことを聞いても、やはりきっちり消防本部では家族の奥さんと呼んで、お宅のお父さんこういうふうに書きました、よろしいですかと。それを確認するのは、骨折したり、ある程度外部的なけがで出すのだったら別にして、脳梗塞、ましてやお医者さんに休みなさいと言われていたときに、そういう確認をしないで退職届を受理する、そういうことが全くあっていいのかなと思えます。

この件について、消防長と理事長の所見を伺います。

○議長（安倍太郎議員） 浜野消防長。

○消防長（浜野 淳） ただいまの質問にお答えいたします。

病気療養中の職員宅を訪問し、家族不在の中、退職届をその場で記入させ受け取る



という行為は、後日疑念や不信感を抱かせる行為であると認識しております。

今後同様の事案が発生した際には、家族同席の上の対応とするほか、職員と家族に対し懇切丁寧な対応をすることといたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安倍太郎議員） 齋藤理事長。

○理事長（齋藤正美） いや、本当に御本人を私も存じ上げておりますけれども、本当にこういうことがあって、大変な思いだったろうなとそれは感じております。

ただ、書かせた、書いたというその事実関係、それは裁判のほうでそのようには、裁判の上ではちゃんと決まっているようでございますが、今消防長が言ったように、議員もおっしゃるように、こういうことに関してはやはり一生のことでございますから、家族等の皆さんの立会いの下にどうか、確認を取るというそういうことが今後これからはしっかりとやるべきだなとそのように思っております。

以上です。

○議長（安倍太郎議員） 5番高橋議員。

○5番（高橋憲悦議員） ぜひそのようにお願いしたかったと、そうすればもう少し違った展開になったのかなと私は思います。この件については、これ以上は申し上げませんが、やはりこの退職届を見れば、やはりちょっと尋常な退職ではないのではないかなというふうに、気を使ってくれるのも皆さんも働く仲間としての仕事ですし、この消防の人たちは公安職ですので、何かの処遇改善に駆け込む公平委員会もありません。あるのは消防本部の総務、そして共済担当の管理部門の人たちです。ですから、その人たちにいろんな相談をして、もし病気したらこういうふうにもらえるんですかとかですね、そういうふうな消防本部の内部にいる管理部門、総務部門の人たちはもっとも職員に寄り添って仕事をしてもらわないと、第一線で働く消防職員なんていうのは、本当に心配で仕事できないんじゃないかなというふうに思います。それも、この元消防職員、原告が訴えた最たる理由でございます。ですから、その請求額の4百云々何万円なんていうのは、二の次です。一番最初にこのことを分かっていたかというの、この原告の考えでありました。

そして、この原告が裁判を起こしました。二度と自分のように苦しむ職員は出したくないと、そういう願いでした。この裁判を起こしてからですね、大変な出来事がありました。

まず、令和3年2月24日、原告は裁判を起こしました。原告の被害として、傷病手当支給を受けられなかった損害を挙げ、損害請求額484万5,360円を含めました。そして、その裁判提訴から4か月後の令和3年7月30日に、共済組合から原告に対し傷病手当として393万6,790円、約400万円が振り込まれました。このことは裁判での請求の約7割が返ってくると、原告の主張が認められた結果であります。裏を返せば、原告が裁判を起こさなければうやむやとなって、原告が受け取ることができない、闇に消えそうになった400万円であります。

この件について、消防長と理事長の所見を伺います。

○議長（安倍太郎議員） 浜野消防長。

○消防長（浜野 淳） ただいまの御質問にお答えいたします。

今回退職された元職員は、以前も病気休暇を取得した時期があり、担当者から退職金の傷病手当金の支給について説明はしていたと思われませんが、退職の給付に関しては当時共済組合側からお知らせ等が、今回元職員からの問合せにより共済組合に確認を取ったところ、以前から制度はあったものの、その当時は退職後給付を受ける方が、退職する方々が少なかったため、問合せがあった自治体のみの対応としていたとのことであり、今回病気休暇取得中に退職した職員のその後の手続を行い、それぞれ給付されているものであります。

今後はこのようなことがないように、担当者だけでなく、担当部署として複数名で確認しながら、懇切丁寧に対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安倍太郎議員） 齋藤理事長。

○理事長（齋藤正美） あくまでもこれは共済組合での決定の金額等でございますが、そして、ただ退職時の給付金の説明がきちんと共済組合から消防へなかったということで、そして原告が交付申請しなかったのはやむを得ないという話を、うちのほうではそのような内容でございますが、その辺やはりもう少し丁寧というか、共済組合のほうもあるいは本人に寄り添って、本人の立場になって、ちょっと丁寧さが欠けていたと私はそう思っています。

○議長（安倍太郎議員） 5番高橋議員。

○5番（高橋憲悦議員） 今理事長の答弁ね、丁寧さが欠けていたのは消防署、消防本部なんです。共済組合は最大限本人にもお答えしていますし、だったら、この裁判を起こす前に文書で、この元消防職員が広域行政と消防本部に傷病手当はもらえるんじゃないんですかと聞いているんですよ。それについて、満足な答えがないんです。本人が疑問になって、直接共済組合に電話して、私これこれこういう者だけれども、俺の傷病手当出るんですかと聞いたら、ううん、資格からいうと出る、ただ時効になっていると、出ることは間違いないですというふうな話も受けているんです。

ですから、消防がこの文書をもらったときに、裁判になる前に共済組合にかけ合えば、もっとさっきの問題でないけれども、退職届の問題ではないですけれども、もっとよい展開になっているはずなんです。それを今度、裁判が起きたものだから、もう消防本部がおろおろして、共済に行けと。共済に行くと今度は、いや、それは2年でもう時効ですけれども、理事長さん、代表者の上申書を書いてもらえば、特別に時効になっても出しますよ、そういう約束を取って400万円もらったんですよ。だから、裁判して本当にまるっこもらえなかったと。

この職員は、400万円もらってうれしいではなくて、自分も同じような思いを後輩職員にさせたくない。退職後も傷病手当はもらえるんですよというふうなのを、消防の会議でちゃんと説明したり、そして、議会にもこの裁判の報告、単なる金額の変更だけのものです。400万円だったんだけど、200万円に変わりました。私、ずっと会議録見ました。この400万円払われましたとかって、一切ないんですよ。なぜかという、400万円払われたから、あとさっきの退職届書かせた側に問題があったとい

うことで、200万円に減額したんですよ。今、私がこのように言っはじめて、多分議員の皆さんも、広域の皆さんも分かったと思うんです。こういう重要なことを、訴訟事項でこういう重要なものをまず組合議会で正々堂々と話して、訴えられたんですけども、400万円交渉して、もらって本人に返しましたと。そこまで正直に、そのように言わないのか。逆に、消防本部は悪かった、払えるものは払おうと、そうすると現役の職員にも、いいか、こういうときはお金もらえるからな。そういう情報共有をしなければですね、絶対この裁判は何の意味もないものになると思います。

この話をしたくて今回は一般質問したんですけれども、ぜひともこの裁判勝った、負けたではなくて、本音でこう話をしないと、特に消防の皆さんは制服着て圧迫感ありますよ。私、警察とか公安職に物を言っているんで、緊張してきています。ですけれども、中でそんなことをきちんできない人が、人の命を守れますか。自分の身内の消防職員の処遇を確保できない人が、他人を守れますか。

ぜひ、この教訓ですね、私は重く受け止め、そしてこれからも風通しのいい消防行政にさせていただきたいと思いますが、消防長と理事長の所見を伺います。

○議長（安倍太郎議員） 浜野消防長。

○消防長（浜野 淳） ただいまの御質問にお答えいたします。

反省点は反省点としてしっかり受け止め、今後そういったものを踏まえ、しっかりとした対応を心がけていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安倍太郎議員） 齋藤理事長。

○理事長（齋藤正美） やっぱり本人に寄り添うという形が足りなかったと思います。今後そういうことのないように、しっかりと風通しのいい消防行政、消防というものをしっかり構築していくべきと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

以上であります。

○議長（安倍太郎議員） 5番高橋議員。

○5番（高橋憲悦議員） この広域行政でも、この件が問題となっています。

先ほど配付した資料2を御覧ください。

これは令和3年8月11日、広域議会第5回全員協議会で議員が指摘しており、問題となっております。これ大変重要な問題で、先ほどの問題とかぶりますが、大変申し訳ありませんが、この赤い下線、アンダーラインの部分消防本部の総務課長、これちょっと読んでいただけませんか。赤い部分で結構です。

○議長（安倍太郎議員） 三浦総務課長。

○消防本部総務課長（三浦知之） それでは、読み上げいたします。

阿部浩章議員。広域議長にお伺いいたします。当時総務課長だったと思いますので、1点だけ確認のほうをお願いいたします。私も職員時代、人事課に籍を置いていたこともありますけれども、今の資料を見ますと、そもそも病気療養中に、病気が起因して退職の話が出たのかなと。なぜ、その時点で健康保険法の絶対的<sup>①</sup>必要給付につながる休職を取らせることが、本当は正規ではなかったのではないかと私は思います。そうすれば、原告のこの職員の定年退職が可能だったのかなと思います。

次に行きます。

阿部浩章議員。今、訴訟中だということですが、実際私も職員として人事課に行ったときも、こういう病気のときは、それが原因で退職願が出されたときは、まず診断書で病休が90日、次に病休90日で180日まで認められます。その後、有給休職1年、その後無休休職という形に入りますけれども、無休休職まで持っていくと、そこで3年以上、この訴えている人が助けられれば、そこで定年退職までの期間はここで済むはずですので、普通こういう病気が原因で退職するときには、一番先にそのような説明をするはずで、一番先に説明したこの780万円の金額のうち、もう本人のほうに共済組合のほうから傷病手当のほうはもう支給されたと聞いていますけれども、その辺についてはどうなのか、確認だけでいいです。どうなのか、教えてください。

次、読み上げます。

阿部浩章議員。いろいろ訴訟中で答弁できないところですが、本当にこの地方公共団体として、このように訴えられるということは恥ずかしいのかなと思います。この訴訟を機会に、組織の改善等々をやっていかないといけないのかなと思います。

次、木村忠良議員。この時期にいろいろ問題が出たんですね。大変だったと思います。担当者は、そのような中で総務課長のほうから何か事務処理に対する手落ちはないというようなお話が出たのですが、それに間違いはないのか、確認だけさせていただく。

以上になります。

○議長（安倍太郎議員） 5番高橋議員。

○5番（高橋憲悦議員） 総務課長、どうもありがとうございました。

これである程度今までお話した件は分かると思うんですが、これについての答えは、消防本部ではこの当時は訴訟でしたので、裁判に関係するから答えられないんだというものです。これも今はこの裁判は終わって結審していますので、何ぼでも答えられると思うし、何とでも言えると思います。

まず、この阿部浩章議員の質問に、きれいに明確に答えていただきたいと思います。

○議長（安倍太郎議員） どなたですか、答弁者は。浜野消防長。

○消防長（浜野 淳） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、その時点で健康保険法全体、給付につながる給付金、そういった形でございますが、制度について理解していないことを前提とした対応が求められると認識しております。職員にもう一度話合いを重ね、今後について真摯に向き合う対応が必要であると感じております。

以上でございます。

○議長（安倍太郎議員） 5番高橋議員。

○5番（高橋憲悦議員） この資料20ですね、阿部浩章議員ちょっと違うこと、誤って780万円と言ったみたいなんですけれども、これは一番最初に訴えた480何万円ということの勘違いだとしても、このようにある程度寄り添ってやるのではないですかというふうに、浩章議員も言っています。

その中で、裁判で答えられなかった。まあ、仕方がないですね。ただ、消防さんの主張が認められたわけです。それで、いろいろ心配された木村忠良議員が事務処理に対する落ち度はない、そういうお話ですねということで確認をしています。落ち度がなかったら、私これを一般質問で取り上げて言う必要はないんですよ。ですから、この裁判が終わって、何を消防本部で、広域行政で感じ取ったかと、それを大事にしていきたいなというのが、今回の質問のテーマです。

そして、この裁判の中で、令和4年1月28日に証人尋問があり、その後、裁判長から和解勧告がありました。この裁判を通じ、当初の損害請求額の約7割が支払われており、原告、被告の消防業績の下での意見の食い違いであり、裁判長が和解を勧められたことと推察しております。もちろん原告も私たちも、もういいと、分かった、和解してほしいと、和解すべきであると思っております。

しかしながら、被告である消防本部、広域行政の理事長は和解に応じませんでした。その理由について、消防長と理事長にお伺いします。

○議長（安倍太郎議員） 浜野消防長。

○消防長（浜野 淳） ただいまの御質問にお答えいたします。

この案件につきまして、当時の職員にお聞きしたところ、違法な行為はないということを知っておりましたので、組織としましては和解ということはその時点で考えておりませんでした。

以上でございます。

○議長（安倍太郎議員） 齋藤理事長。

○理事長（齋藤正美） 今消防長が答弁したとおりでございます。ということで、我々は和解勧告を破棄したということになります。

以上です。

○議長（安倍太郎議員） 5番高橋議員。

○5番（高橋憲悦議員） 今消防長から、その当時の職員と言いましたが、この訴訟を担当した職員、そしてこの病氣中に自宅に行った職員は同じ職員なんですね。それを基に、訴えられたときに、普通であればその人を外して第三者の人が当たれば、消防本部の総務担当の第三者が聞き取って、お前誰に指示されて行ったんだ、どうしたんだというふうに、ある程度公平なジャッジメントをしないと、その担当職員は自分の主義主張を明らかにするために、しゃにむに頑張りますよ。それに押し切られたのが、この裁判です。なぜ消防本部はその人を外して、そしてOB、現役、いろんな人から話を聞いて、最終的にこうもってくると。

一番聞きたいことは理事長に消防長、この裁判もう和解しましょう、もう200万円もう向こうは多分要らないだろうから、頭下げれば済む問題ですよと、そういう審議はしなかったんですか。もう200万円に減っていますから、請求額は。本人ももう400万円貰っていますので、当然それ以上実家である消防本部、広域からもらおうなんていうのはさらさら思っていないはずですよ。そういうふうな腹を割った相談をしないで、しゃにむに被告だ、原告だ、勝った、負けたと、そういうことをやっているから、溝がだんだんだんだん深くなるんです。

理事長、この和解について消防本部から何か相談されましたか。

○議長（安倍太郎議員） 齋藤理事長。

○理事長（齋藤正美） 相談というよりも、先ほど申し上げましたけれども、経緯、経過、それは伺っております。そして、こちらのほうの落ち度はないということで、こういう結果で進んだということでございます。

○議長（安倍太郎議員） 5番高橋議員。

○5番（高橋憲悦議員） というね、理事長、落ち度ないと、この私の一般質問の落としどころもないんですね。やはり少しでも寄り添えばよかったとかね、そういうふうなものがないと、もう裁判で勝った、負けたから、お前裁判に負けたから、今さら何こんなこと言っているのというふうな捉え方されますよ。

ですから、本当に賢い、いろんなことを経験している理事長であれば、いやいやと、こういうもめごとは早く解決するのがいいんだ、痛み分けという言葉があるんだもの。そういうふうな発想になぜならないのか。一生懸命職員が走り出している、自分の行動を正当化するために。俺が行ったのは誰の命令だ、行ってこいと言われた、強制はしていない、本人が紙に書いているんだわ。言葉は悪いんですけども、人というのは1回のうそをつくると、100回もうそをつかなくやいけないんですよ。そのうその固まりが、結果として裁判で勝ったかもしれない事案なんですよ、これは。だって、本人が来てほしい、退職届書きたいから教えてほしいなんて言った覚えはないって言っているし。逆に、手前をお願いしているお金だって全然知らんぷりされて。自分が努力して裁判起こして、やっと400万円もらえるんだもの。

本当に私はこの職員ではないですけども、この皆様の仲間としての扱い方に差別を感じますよ、消防職員の、私ははっきり言います。これ、いじめではなかったんですか、この職員に対する。その職員について、消防長にお尋ねします。

○議長（安倍太郎議員） 浜野消防長。

○消防長（浜野 淳） ただいまの質問にお答えいたします。

議員からは、いろいろと御助言等をいただきました。今後そういったことも踏まえ、丁寧に説明しながら、進めさせていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（安倍太郎議員） 5番高橋議員。

○5番（高橋憲悦議員） 理事長、この問題は脳梗塞という病に倒れて、不本意な退職をして、自分の努力で傷病手当の約400万円を勝ち取ったものの、先ほどから言われていますが、元消防職員の訴えでは、この国家賠償補償で本当に勝つ見込みがないような裁判でして、当然負けるのは当然です。なぜならば、この個人バーサス組織だもの。組織が丸がかりすれば勝てます、絶対こういうのは。ただし、本人はこれ以上お世話になった消防さんと広域と言い争いしたくないと、そういうふうに思っていました。

ですから、この今回の私の一般質問を聞かれてですね、今のこの元職員も消防が大好きで大好きで、多分分かっている人たちもいますけれども、本当に一生懸命やった職員でした。そして、今も消防行政を心配しています。後輩ちゃんとやっているかな、大丈夫かな。できればこの裁判の勝った、負けたは別として、石巻広域行政事務組合

の理事長として、ぜひこの元職員にちょっと一言声をかけていただきたいなと私は思います。そのことで本人はもとより、心の中で不安、心配している消防職員、そしてその職員を支える家族に勇気と希望を与え、そして消防行政の信頼回復につながると私は思っております。

最後に理事長の所見を伺いまして、私の一般質問を終わります。

○議長（安倍太郎議員） 齋藤理事長。

○理事長（齋藤正美） 所見じゃないです、決意表明です。今言ったとおり、私もまだ挨拶にも行っていません。本人は知っていますけれども。おっしゃるとおり、このことは裁判、裁判で、もう終わったのは別にしても、こういう事例が今後続かないように、今後ないようにしっかりとやらなくてはならないという思いから、本人には御挨拶かたがたしっかりと行ってまいります。時期はいつというわけではないです。今ここで決めるわけにはいきませんが、議会の様子とかを見て、連絡を取らせていただきます。

○5番（高橋憲悦議員） 以上です。

○議長（安倍太郎議員） 以上で、5番高橋憲悦議員の質問を終わります。

ここで換気のため、暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時51分

---

再 開 午後3時00分

○議長（安倍太郎議員） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第3 第1号議案 石巻地区広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律  
施行条例

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第3、第1号議案「石巻地区広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例」を議題といたします。

本案については、先に説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） なければ、これにて質疑を終結します。

討論に入ります。

本案について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

第1号議案「石巻地区広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例」について、本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 第2号議案 石巻地区広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第4、第2号議案「石巻地区広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例」を議題といたします。

本案について、先に説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） なければ、これにて質疑を終結します。

討論に入ります。

本案について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

第2号議案「石巻地区広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例」について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 第3号議案 石巻地区広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第5、第3号議案「石巻地区広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、先に説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） なければ、これにて質疑を終結します。

討論に入ります。

本案について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

第3号議案「石巻地区広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例」について、本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） 御異議なしと認めます。



よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 第4号議案 石巻地区広域行政事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第6、第4号議案「石巻地区広域行政事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例」を議題といたします。

本案について、先に説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） なければ、これにて質疑を終結します。

討論に入ります。

本案について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

第4号議案「石巻地区広域行政事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例」について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 第5号議案 石巻地区広域行政事務組合清掃施設条例の一部を改正する条例

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第7、第5号議案「石巻地区広域行政事務組合清掃施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、先に説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） なければ、これにて質疑を終結します。

討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

第5号議案「石巻地区広域行政事務組合清掃施設条例の一部を改正する条例」について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 第6号議案 令和5年度石巻地区広域行政事務組合一般会計予算

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第8、第6号議案「令和5年度石巻地区広域行政事務組合一般会計予算」を議題といたします。

本案については、先に説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

表紙番号2「令和5年度石巻地区広域行政事務組合一般会計予算書」に従って、歳入は全款一括、歳出は各款ごとに行います。

初めに、歳出から質疑を行います。

1款議会費、36ページから37ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） なければ、2款総務費、38ページから45ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） なければ、3款民生費、46ページから49ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） なければ、4款衛生費、50ページから55ページについて、質疑はありませんか。9番水澤議員。

○9番（水澤富士江議員） 55ページ、委託料であります。いろいろ施設リースとか、運転管理等々いくつか委託料があります。まず、この委託先ですね。改めてですが、前年度から変わっていないかもしれませんが、委託先について伺いたいと思います。

○議長（安倍太郎議員） 事務局参事兼施設管理課長。

○事務局参事兼施設管理課長（秋保祐二） 運転管理業務の委託だと思われ。

今年度も神鋼さんのほうに、運転管理業務のほうは委託されております。

以上でございます。（「全部ですね」の声あり）

全部ですか。

維持管理委託料につきましては、いろいろ委託料ございます。まず、施設管理維持委託料につきましては、焼却灰運搬業務、こちらのほうは来年度につきましては指名競争入札を行いまして、業者が決まることになっております。今年度は、重吉興業さんのほうに委託をしておるところでございます。

あと、清掃業務というのがございます。夜間警備業務、それから浄化槽管理業務、エレベーター点検業務、消防設備等点検業務、それから空調設備等点検業務というのが施設維持管理委託料の中にございます。

それから、運転管理業務という部分もございます。

それから、各種測定業務委託料につきましては、2つほどあります。各種測定業務というところで、ばい煙測定等の測定を行う業務、それからダイオキシン類等の測定業務という2つの業務がございます。

それから、設備維持管理委託料でございますけれども、こちらのほうは焼却設備の減温塔のクリンカー除却の清掃業務、それからボイラー水及び冷却水の水質管理業務、それから第1種圧力容器点検業務、それから自動扉開閉装置の点検業務、それからトラックスケールの点検業務、それから給じんコンベア一点検整備業務、それから精密機能の検査業務委託がございます。

以上でございます。

こちらのほうは運転管理業務委託料につきましては一社随契で行っておりますけれども、そのほかにつきましては指名競争入札ということでやっております。

以上でございます。（「最後、よく分からなかった。もう一回」の声あり）

委託業務については、運転管理業務は神鋼さんのほうに随意契約ということになりますけれども、そのほかにつきましては指名競争入札ということでやっております。

以上でございます。

○議長（安倍太郎議員） 9番水澤議員。

○9番（水澤富士江議員） いろいろあって、いろいろな方法だということですが、問題なのはこの一番多い金額ですね、運転管理業務委託料。これだけが随意契約だということで、まず間違いないですね。これについては、これ建設した当時からずっと同じところがやっていると、その神鋼さんというのはどういう会社なのかどうか、その御説明をいただきたいと思います。

○議長（安倍太郎議員） 事務局参事兼施設管理課長。

○事務局参事兼施設管理課長（秋保祐二） このクリーンセンターが始まってから、ずっと一緒の業者さんでございます。

まず、こちらのほうは神鋼環境メンテナンスが設計され、施工しているプラントでございますので、専門知識を有する業者さんが必要であると、運転についても必要であるということから、随意契約ということでやらせていただいております。

以上でございます。

○議長（安倍太郎議員） 9番水澤議員。

○9番（水澤富士江議員） これから新しい施設を造っていくときに考えなければならないのは、この今おっしゃった神鋼というのは、この施設を造った神戸製鋼の関連会社でございますよね、神鋼ですね。結局そこが造れば、その後ずっとそこが維持管理で入ってくるわけですね。そういうことも向こうにしてみれば、1つ造れば、その後ずっと仕事に来るわけですから、大変言わばおいしいことですよ。だが、やっぱりあとは神鋼だからといって、次もよく分かっているから神鋼だと、こういうふうに単純にならないのではないかと私は思いますけれども、この辺の考え方、担当者と理事長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（安倍太郎議員） 事務局参事兼施設管理課長。

○事務局参事兼施設管理課長（秋保祐二） お答えいたします。

今後のこれからの新しい施設につきましては、今基本構想の中でどういった施設を建てるかということになってくると思うんですけれども、いろんなプラントメーカーさんがございますので、神鋼さんということに限らず、多方面のプラントメーカー

の技術を検証しながら、新施設に向けて準備をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安倍太郎議員） 齋藤理事長。

○理事長（齋藤正美） 今答弁したとおりでございますが、これこういうプラント案件というのはそのメーカー、メーカーによって特殊性がありまして、それをここで造ったからといって、別なメーカーでじゃあやれるかという、なかなかその辺は難しいといった問題があるかと思えます。その辺もしっかり考慮しながら、より効率性の良いものをしっかりと今後検討していかなくてはならないと、そのように思っております。

○議長（安倍太郎議員） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） なければ、5款消防費、56ページから61ページについて、質疑はありませんか。3番都甲議員。

○3番（都甲マリ子議員） すみません、引き続きちょっと聞き苦しい声で申し訳ないんですけれども、61ページの3番、宮城県東部消防通信指令事務協議会費の4千3百何がしですけれども、その中の大きなところが委託料ということで、消防指令センターの庁舎の改修の設計の委託料になっているというふうにあります。こちらは登米と気仙沼等の合同での協議会ということだったかと思えますが、どこにどういったような庁舎を予定しているのか、伺いたしたいと思います。

○議長（安倍太郎議員） 三浦消防本部指令課長。

○消防本部指令課長（三浦幸市） それでは、質問にお答えいたします。

こちらは宮城県東部消防通信指令事務協議会、こちらの会費のうち主なものを委託料といたしまして、まずは消防指令センターの庁舎改修、こちらの設計業務など委託いたします。

それで、庁舎の改修ということにつきましては、現在石巻消防本部の庁舎を改修いたしまして、令和8年4月からの運用を検討しております。

以上でございます。

○議長（安倍太郎議員） 3番都甲議員。

○3番（都甲マリ子議員） ありがとうございます。ちょっと新設ではなくて、改修だったのをちょっと見落としておりました。失礼しました。

広域で連携することによって、どのような機能が必要になって、改修が必要になってくるのかをお伺いします。

○議長（安倍太郎議員） 三浦消防本部指令課長。

○消防本部指令課長（三浦幸市） まず、消防指令業務につきましては各消防本部がそれぞれ単独で業務を進めております。こちらの業務を今回石巻ここに一括して、通信指令業務を共同で行うというところで、それぞれ通信施設等々、今回は高機能な消防指令センターの構築を考えております。こちらの装備をまず3消防本部で一括で計画いたしまして、それを構築して、改修をしていくというところで現在考えております。

以上でございます。

○議長（安倍太郎議員） 3番都甲議員。

○3番（都甲マリ子議員） ありがとうございます。

こちらの施設なんですけれども、こちらの改修の業務は、石巻の広域行政が単独で持ち出しでやるものなんでしょうか。それとも、ほかの一緒にやるところと按分で行う事業なんでしょうか。

○議長（安倍太郎議員） 三浦消防指令課長。

○消防本部指令課長（三浦幸市） こちらの事業につきましては、3消防本部で共同で実施いたします。それに関しまして、それと共同整備に係る経費につきましては、各負担割合を定めておりまして、その負担割合によった金額で運用していく検討をしております。

以上でございます。

○議長（安倍太郎議員） 3回目ですので。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

なければ、6款災害復旧費、62ページから65ページについて、質疑はありませんか。3番都甲議員。

○3番（都甲マリ子議員） 続けて失礼します。この62ページから65ページまでの災害復旧費なんですけれども、それぞれ1,000円ずつで計上されておりますが、この内容と目的をお伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（安倍太郎議員） 秋保事務局参事兼施設管理課長。

○事務局参事兼施設管理課長（秋保祐二） こちらのほうは、災害復旧費については科目設定というところになっております。実際に災害が起きた場合には補正等々で対応していく形にはなりますけれども、そういった場合のためのもので科目設定というところでやらせていただいております。

以上でございます。

○議長（安倍太郎議員） 3番都甲議員。

○3番（都甲マリ子議員） ありがとうございます。ちょっと分かっていなかったのですが、ありがとうございます。

これはその場合、該当する科目が事案が発生しなかった場合には、どういう消化をするものなんでしょうか。

○議長（安倍太郎議員） 秋保事務局参事兼施設管理課長。

○事務局参事兼施設管理課長（秋保祐二） 執行がゼロという形で決算のほうに行く形になります。

以上でございます。

○議長（安倍太郎議員） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） なければ、7款公債費、66ページから67ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） なければ、8款予備費、68ページから69ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） なければ、次に歳入について質疑を行います。

歳入は全款一括、10ページから35ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） なければ、これにて質疑を終結します。

討論に入ります。

本案について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

第6号議案「令和5年度石巻地区広域行政事務組合一般会計予算」について、本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 第7号議案 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更について

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第9、第7号議案「宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更について」を議題といたします。

本案については、先に説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） なければ、これにて質疑を終結します。

討論に入ります。

本案について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

第7号議案「宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更について」、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 第8号議案 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第10、第8号議案「宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について」を議題といたします。

本案について、先に説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） なければ、これにて質疑を終結します。  
討論に入ります。

本案について討論はございませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） 討論なしと認めます。  
これより採決いたします。  
お諮りいたします。

第8号議案「宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について」、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 第9号議案 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第11、第9号議案「宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について」を議題といたします。

本案について、先に説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） なければ、これにて質疑を終結します。

討論に入ります。

本案について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

第9号議案「宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について」、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（安倍太郎議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、今期議会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和5年石巻地区広域行政事務組合議会第1回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午後3時26分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

石巻地区広域行政事務組合議会

議 会 議 長      安 倍 太 郎

署 名 議 員      鈴 木 良 広

署 名 議 員      阿 部      薫